

## 第736回通関協議会（本関地区）

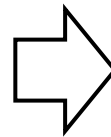
1. 日 時 令和2年1月8日(水) 12時から
2. 場 所 横浜税関本関 7階 大会議室
3. 加藤次長挨拶
4. 議 題 等（敬称略）
  - (1) 令和2年1月1日から同年12月31日までの延滞税等の割合について  
山田 収納課長
  - (2) バター及びイヌリンに係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について  
永井 統括審査官（通関総括第3部門）

### その他・連絡事項等

次回開催予定日 令和2年2月13日(木) 12:00～  
開 催 場 所 横浜税関本関 7階 大会議室  
当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください  
公益財団法人日本関税協会横浜支部  
TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758  
E-mail: [bra\\_yokohama@kanzei.or.jp](mailto:bra_yokohama@kanzei.or.jp)

## 令和2年1月1日から同年12月31日までの延滞税等の割合について

	内 容	本 則	特 例【現行】 (平成25年度改正 平成26年1月1日施行)		令和2年	(参考) 令和元年
					【財務大臣告示 割合:0.6%】	【財務大臣告示 割合:0.6%】
延滞税	納期限の翌日から2か月を 経過する日まで (納期限後2ヶ月以内について は、早期納付を促す観点から 低い利率)	7.3%	【特例基準割合】(※注1) 財務大臣が告示した割合0.6% + 1%	(※注2) + 1%	2.6%	2.6%
	納期限の翌日から2か月を 経過する日後	14.6%	【特例基準割合】(※注1) 財務大臣が告示した割合0.6% + 1%	(※注2) + 7.3%	8.9%	8.9%
還付加算金	国から納税者への過誤納 金の還付等に付される利息	7.3%	【特例基準割合】(※注1)(※注3) 財務大臣が告示した割合0.6% + 1%		1.6%	1.6%



(※注1)「特例基準割合」：各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付の平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう(租税特別措置法第93条第2項)。

### <根拠法令>

- ①関税法  
第12条第1項(延滞税の割合)、第13条第2項(還付加算金の割合)、附則(昭29.4法61)第3項(延滞税の割合の特例)(※注2)、第5項(還付加算金の割合の特例)(※注3)
- ②国税通則法  
第60条第2項(延滞税の割合)、第58条第1項(還付加算金の割合)
- ③租税特別措置法  
第94条第1項(延滞税の割合の特例)、第95条(還付加算金の割合の特例)
- ④地方税法  
第72条の100第2項(貨物割に係る延滞税)、第72条の104第3項(貨物割に係る還付加算金)、第72条の106第1項(貨物割に係る延滞税の計算)、同条第2項(貨物割に係る還付加算金の計算)

# 官報

編集・印刷 独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (農林水産・経済産業・環境五)

### 〔告 示〕

○日本国に帰化を許可する件 (法務一九八)

○租税特別措置法第九十二条第二項の規定に基づき、令和二年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を告示する件 (財務一八〇)

○保安林の指定をする件

○保安林の指定を解除する件 (農林水産一五九四、一六〇八)

○保安林の指定を解除する件 (同一六〇九、一六一八)

○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件 (同一六一九)

○出願公表後に名称変更がなされた件 (同一六二〇)

○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件 (国土交通八九七)

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件 (同八九八、九〇〇)

### 〔人事異動〕

内閣 内閣府 宮内庁

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

### 勞 働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について (厚生労働省)

### 〔公 告〕

### 諸 事 項

### 官庁

有権者申出方、建設業の許可の取消処分、隊員の懲戒処分、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分関係 裁判所 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係 会社その他

## 省 令

○農林水産省 経済産業省令第五号 環境省

元号を改める政令(平成三十一年政令第四百四十三号)の施行に伴い、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和元年十二月十二日

農林水産大臣 江藤 拓  
経済産業大臣 梶山 弘志  
環境大臣臨時代理 国務大臣 江藤 拓

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則(平成二十年経済産業省令第一号)の一部を次のように改正する。  
農林水産省 環境省

別記様式第一号及び別記様式第三号中「平成」を削る。

### 附 則

第一条 この省令は、公布の日から施行する。(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 告 示

○法務省告示第九十八号 左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。  
令和元年十二月十二日

法務大臣臨時代理 国務大臣 武田 良太

- 住所 神奈川県平塚市横内3824番地 住人 神奈川県平塚市横内3824番地
- 住人 ナツタボシ・ソムスター 昭和57年5月11日生
- 住人 ヒタク・リト 平成25年2月16日生
- 住人 ヒタク・カイト 平成29年5月3日生
- 住人 ナツタボシ・ソムスター 昭和60年5月5日生
- 住人 シー・ソック・ジュリア 平成19年5月31日生
- 住人 東京都八王子市堀之内3丁目1番地23 住人 張非雪 平成10年6月25日生
- 住人 名古屋市長田区四番一丁目16番46号 住人 全業澄 昭和39年10月19日生
- 住人 愛知県大府市森岡町8丁目1番地 住人 秋在靖 平成2年10月4日生
- 住人 山形市大字志戸田1042番地 住人 金明子 昭和32年1月18日生
- 住人 愛知県岡崎市巾島東町1丁目3番地17 住人 サイ・下・アチバン 昭和62年3月20日生
- 住人 愛知県豊橋市多米東町3丁目39番地4 住人 ムロ・マサユキ・コガ 平成10年10月9日生
- 住人 千葉県習志野市谷津3丁目27番1-101号 住人 本枝京 昭和47年5月5日生
- 住人 横浜市鶴見区本町通4丁目171番地25 住人 タニ・ロ・セイチ・ジョウタイ 平成9年8月24日生
- 住人 三重県津市高茶屋6丁目2番26号 住人 クリス・ステイナ・アツミ・フルヤ 昭和57年7月26日生
- 住人 広島市西区庚午中1丁目14番19号 住人 魏偉 昭和63年11月3日生
- 住人 埼玉県深谷市大字南入曾207番地50 住人 フォー・イブレイ・チャオ 昭和41年2月25日生
- 住人 京都市上京区猪熊通下立売上荒神町438番地 住人 高源一 昭和19年11月7日生
- 住人 羅秀子 昭和20年6月7日生
- 住人 京都市北区西賀茂井ノ口町58番地2 住人 高倉子 昭和50年2月3日生
- 住人 東京都日野市多摩平4丁目8番地2 住人 レリウ・ア・ヌギアント 昭和56年7月26日生
- 住人 千葉県原野市金ヶ作300番地2 住人 孫振超 昭和58年12月7日生
- 住人 愛知県春日井市松新町4丁目3番地14 住人 徐英姬 平成3年3月21日生
- 住人 大分県中津市大字米添2776番地7 住人 梁希 昭和55年7月21日生
- 住人 陳真理子 昭和58年12月14日生
- 住人 梁風 平成16年7月6日生
- 住人 梁黎 平成18年11月20日生
- 住人 梁瀧 平成20年12月18日生
- 住人 東京都世田谷区南島山4丁目12番12号 住人 王霞 昭和62年9月30日生

- 住所 東京都荒川区西日暮里2丁目9番3号 高秀子 昭和35年5月23日生
- 住所 東京都荒川区西日暮里2丁目9番3号 高潮美 昭和37年8月11日生
- 住所 東京都豊島区東池袋3丁目8番5—509号 千丹 昭和61年5月6日生
- 住所 東京都目黒区大橋2丁目4番16—607号 李蘭苑 昭和63年9月14日生
- 住所 東京都足立区千住東1丁目6番1—603号 大亮 昭和55年1月17日生
- 住所 文星校 昭和55年1月29日生
- 住所 大依郷 平成26年1月18日生
- 住所 東京都立川市若葉町3丁目33番地24 冷延雄 昭和45年6月2日生
- 住所 東京都国分寺市南町2丁目1番1号 李惠芳 昭和38年12月2日生
- 住所 神戸市須磨区北落合3丁目1番362—101号 ビオレタ・ラルテ・タカミ 昭和38年12月12日生
- 住所 東京都板橋区南町55番3—206号 セイク・モハツド・カムルル・ハツサン 昭和58年8月5日生
- 住所 東京都世田谷区上祖師谷5丁目23番5号 玄英美 昭和60年9月9日生
- 住所 大府府東大阪府下小阪5丁目5番24—803号 康碧規 平成10年5月8日生
- 住所 大阪府東大阪府下小阪4丁目7番26号 繁洋三 昭和51年1月10日生
- 住所 大阪市鶴見区茨田大宮4丁目27番8—1号 姜明子 昭和40年10月14日生
- 住所 東京都調布市飛田給2丁目1番地25 繁和久 平成元年8月16日生
- 住所 広島市西区庚午中1丁目13番14—202号 ヲーイ・イサベル・パロン・シキヤ 平成9年3月25日生
- 住所 浜松市南区本郷町138番地4 ロサ・カヨコ・オオイスミ 昭和23年10月16日生
- 住所 堺市北区中百舌町6丁目998番地3 梅路路 昭和60年3月21日生
- 住所 埼玉県川口市青木2丁目6番29号 史美嵐 昭和40年8月3日生

- 住所 埼玉県川口市大字赤井658番地24 ラナウイロー・カルアラチラダ・ルシル・ブバ・ラナウイロー 昭和50年4月26日生
- 住所 フラントンガ・アラチダ・ラウイロー・ニシヤン・イロー 昭和50年2月2日生
- 住所 ヒカル・ラナウイロー 平成17年1月21日生
- 住所 ミサキ・ラナウイロー 平成19年10月9日生
- 住所 埼玉県越前市大字南田島2150番地7 李岩 昭和57年4月12日生
- 住所 李明軒 平成27年3月19日生
- 住所 李慶竹 平成27年8月11日生
- 住所 神戸市長田区前原町1丁目19番6号 フラジンスコ・ホセ・ゴヤル・エトラ 昭和42年11月27日生
- 住所 栃木県宇都宮市ゆいの杜5丁目17番37号 フラビオ・ペレグーラ・ヤンキ 平成22年8月20日生
- 住所 東京都江東区東豊1丁目9番32—3508号 阮曉宏 昭和38年8月23日生
- 住所 大阪府西成区松3丁目11番23号 李麗庭 昭和50年4月2日生
- 住所 宣盛誠 平成14年7月28日生
- 住所 宣盛豪 平成16年11月15日生
- 住所 宣盛龍 平成19年9月11日生
- 住所 栃木県宇都宮市上大曾町501番地13 陳英 昭和56年8月15日生
- 住所 東京都世田谷区用賀3丁目10番10—206号 施崎 平成3年10月15日生
- 住所 東京都中央区月島1丁目5番1—3301号 蔭野 昭和58年12月18日生
- 住所 蔭龍佑 平成24年9月18日生
- 住所 郭嘉成 平成27年1月24日生
- 住所 東京都練馬区北町5丁目10番9号 張渡水 昭和62年5月9日生
- 住所 千葉県柏市花野井593番地5 ナタウイ・ラウイ・ラウイ 平成9年3月7日生
- 住所 岐阜県大垣市豊原町豊原617番地6 陳晨 昭和54年11月23日生
- 住所 陳嘉一 平成20年6月8日生
- 住所 陳錦萌 平成24年10月10日生

○農林水産省告示第千五百九十四号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
 令和元年十二月十二日  
 農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 佐賀県唐津市殿木町中島字牟田一八三三の一、一八三三の三

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採は、定めなし。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（一）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（二）「次の図」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて統覧に供する。

○農林水産省告示第千五百九十五号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
 令和元年十二月十二日  
 農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 北海道沙流郡日高町字広富一七の三地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）一七の三（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（一）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（二）「次の図」及び「次の図」は、省略し、その関係書類を北海道庁及び日高町役場に備え置いて統覧に供する。

○農林水産省告示第千五百九十六号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
 令和元年十二月十二日  
 農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 北海道沙流郡平取町本町一七の三三三三の三、一七の三三三三の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（一）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（二）「次の図」及び「次の図」は、省略し、その関係書類を北海道庁及び平取町役場に備え置いて統覧に供する。

○農林水産省告示第千五百九十七号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
 令和元年十二月十二日  
 農林水産大臣 江藤 拓

一 保安林の所在場所 群馬県甘楽郡南牧村大字大塩沢字笹山二〇五九、二〇六〇の一、字川原畑二〇七六、二〇七七の一、波川市中郷字大野二六九四の三三、二六九四の三二、二六九四の三六、二六九四の三八、二六九四の四二、二六九四の五二、二六九四の五三、二六九四の一五四、二六九四の三四四、二六九四の三四五、二六九四の三四七、二六九四の三五二、二六九四の三六一、二六九四の三六一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字笹山二〇五九、二〇六〇の一、字川原畑二〇七六、二〇七七の一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めなし。

## バター及びびイヌリンに係る特別緊急関税の発動について

### NACCS 掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】バター及びびイヌリン（別表第1の6の11の項及び20の項）に係る特別緊急関税の発動について

2019年12月27日

関税暫定措置法第7条の3第1項の規定に基づき、バター及びびイヌリン（別表第1の6の11の項及び20の項）に対して令和2年1月1日から同年3月31日までの間、特別緊急関税が加算されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、業務コード集「5-1. NACCS 用品目コード（輸入）」中、「暫定法第7条の3発動時のもの」が適用となりますので、十分ご注意願います。

なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

※暫定法第7条の3発動時のNACCS用品目コードについては令和2年1月1日から使用可能となります。

### 【バター及びびイヌリン（別表第1の6の11の項及び20の項）に係る発動対象品目】

番号・細分	NACCS用品目コード	備考
040510129†	0405101292	その他のもの（通常時）
	0405100010	その他のもの（暫定法第7条の3発動時）
	0405100032	TPP11協定に基づく関税割当証明書があるもの（通常時）
	0405100043	TPP11協定に基づく関税割当証明書があるもの（暫定法第7条の3発動時）
	0405100076	TPP11協定に基づく原産品申告書があるもので、暫定税率を適用するもの（暫定法第7条の3発動時）
	0405100080	TPP11協定に基づく原産品申告書があるもので、WTO協定税率を適用するもの（暫定法第7条の3発動時）
040510229†	0405102294	その他のもの（通常時）
	0405100021	その他のもの（暫定法第7条の3発動時）

	0405100054	TPP11 協定に基づく関税割当証明書があるもの（通常時）
	0405100065	TPP11 協定に基づく関税割当証明書があるもの(暫定法第 7 条の 3 発動時)
	0405100091	TPP11 協定に基づく原産品申告書があるもので、暫定税率を適用するもの(暫定法第 7 条の 3 発動時)
	0405108992	TPP11 協定に基づく原産品申告書があるもので、WTO 協定税率を適用するもの(暫定法第 7 条の 3 発動時)
040520090†	0405200902	その他のもの（通常時）
	0405200014	その他のもの(暫定法第 7 条の 3 発動時)
	0405200025	TPP11 協定に基づく関税割当証明書があるもの（通常時）
	0405200036	TPP11 協定に基づく関税割当証明書があるもの(暫定法第 7 条の 3 発動時)
	0405200040	TPP11 協定に基づく原産品申告書があるもので、暫定税率を適用するもの(暫定法第 7 条の 3 発動時)
	0405200051	TPP11 協定に基づく原産品申告書があるもので、WTO 協定税率を適用するもの(暫定法第 7 条の 3 発動時)
040590190†	0405901904	その他のもの（通常時）
	0405900014	その他のもの(暫定法第 7 条の 3 発動時)
	0405900036	TPP11 協定に基づく関税割当証明書があるもの（通常時）
	0405900040	TPP11 協定に基づく関税割当証明書があるもの(暫定法第 7 条の 3 発動時)
	0405900073	TPP11 協定に基づく原産品申告書があるもので、暫定税率を適用するもの(暫定法第 7 条の 3 発動時)
	0405900084	TPP11 協定に基づく原産品申告書があるもので、WTO 協定税率を適用するもの(暫定法第 7 条の 3 発動時)
040590229†	0405902291	その他のもの（通常時）
	0405900025	その他のもの(暫定法第 7 条の 3 発動時)
	0405900051	TPP11 協定に基づく関税割当証明書があるもの（通常時）
	0405900062	TPP11 協定に基づく関税割当証明書があるもの(暫定法第 7 条の 3 発動時)
	0405900095	TPP11 協定に基づく原産品申告書があるもので、暫定税率を適用するもの(暫定法第 7 条の 3 発動時)
	0405908996	TPP11 協定に基づく原産品申告書があるもので、WTO 協定税率を適用するもの(暫定法第 7 条の 3 発動時)

110820090†	1108200903	その他のもの（通常時）
	1108200015	<b>その他のもの(暫定法第7条の3発動時)</b>
	1108200026	TPP11 協定及び米国協定に基づく関税割当証明書があるもの（通常時）
	1108200030	<b>TPP11 協定及び米国協定に基づく関税割当証明書があるもの(暫定法第7条の3発動時)</b>